



医政総発第 0703001 号
平成 19 年 7 月 3 日

福岡県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局総務課長



診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の実施について

標記については、平成 17 年度より（社）日本内科学会への補助事業として別添資料 1 のとおり実施しており、準備が整った地域から順次事業を開始することとしています。

今般、貴県において、下記のとおり事業を実施する予定ですので、本事業の趣旨等をご理解いただくとともに、別添資料 2 を活用の上、貴管下医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業の実施状況や運営方法などの変更などについては、（社）日本内科学会ホームページの「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業（<http://www.med-model.jp/>）」において、逐次お知らせすることとしておりますので、あわせて周知いただくようお願いいたします。

記

- 対象 福岡県内の医療機関
- 調査受付窓口 福岡県博多市博多駅南 2 - 9 - 30
福岡県医師会内（3F）
モデル事業福岡事務所
Tel 092-431-4588 / Fax 092-431-4606
- 受付日時 平成 19 年 7 月 20 日から
月～金曜日 9 時～17 時
（※ 祝祭日を除く）

以上

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

18年度予算額 19年度予算額
120百万円→127百万円

(要 旨)

医療の質と安全を高めていくためには、診療行為に関連した死亡について解剖所見に基づいた正確な死因の究明と、診療内容に関する専門的な調査分析とに基づき、診療上の問題点と死亡との因果関係を明らかにするとともに、同様の事例の再発を防止するための方策が専門的・学際的に検討され、広く改善が図られていることが肝要である。

そこで、医療機関から診療行為に関連した死亡の調査依頼を受け付け、臨床医、法医、病理医を動員した解剖を実施し、更に臨床医による事案調査を実施し、専門的、学際的なメンバーで因果関係及び再発防止策を総合的に検討するモデル事業を行うものである。

(事業概要)

○ 実施内容

- ・ 調査受付窓口はモデル地域に所在する医療機関からの調査依頼を受け付ける。その際、当該医療機関は患者遺族から調査・解剖等、当該モデル事業への申請に関する承諾を得ておく必要がある。
- ・ 調査受付窓口では、依頼された事例が本事業の対象となるかどうかの判断を行い、対象となる場合は、臨床の専門医の立ち会いのもとで、法医及び病理医による解剖を実施し、三者による解剖結果報告書を作成するとともに、臨床の専門医による診療録等の調査や聞き取り調査等を実施する。
- ・ 地域評価委員会において、収集した資料や解剖結果報告書をもとに、個別事案について死因の原因究明と診療行為との関連に関する評価を行い、評価結果報告書を作成し、依頼された医療機関及び患者遺族に報告する。
- ・ 中央事務局に設置された運営委員会においては、本モデル事業の運営方法等の検討を行う。

○実施主体 (社) 日本内科学会

○モデル地域 8箇所 (札幌市、茨城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、神戸市、福岡県)

※但し福岡県は平成19年7月20日より参加予定

○受付事例数 55事例 (平成19年6月18日現在)

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

医療機関の申請方法について

このモデル事業は、厚生労働省の補助事業として（社）日本内科学会が実施するものであり、医療機関から診療行為に関連した死亡の調査依頼を受け付け、臨床医、法医及び病理医を動員した解剖と専門医による臨床面の調査を実施し、死因究明及び再発防止策を総合的に検討することとしています。

つきましては、該当する事案が発生し、当該モデル事業に調査分析を依頼いただく場合には、次のとおり申請手続等を行ってください。

【申請の手順】

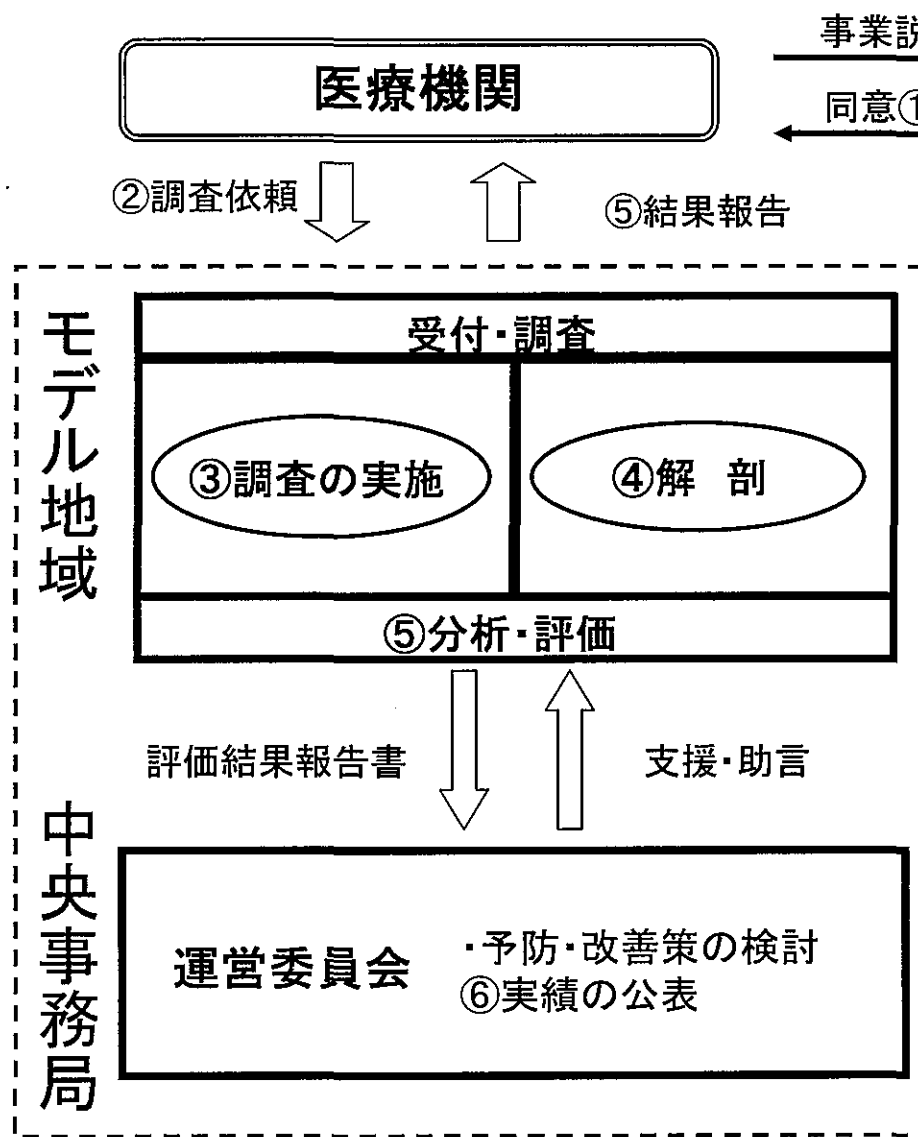
添付資料「調査依頼の取扱規定」をご確認いただき、次の手順で申請手続を行ってください。

- ① 対象事案に関する証拠保全と初期の対応を行ってください。
- ② 次の文書を下記調査受付窓口宛に提出してください。
 - ・ モデル事業申請書（まず始めに提出ください）
 - ・ 患者ご遺族同意書
 - ・ 医療機関依頼書
- ③ ご不明な点やお問い合わせについては、下記調査受付窓口にお願いします。

記

- | | |
|---------|---|
| ○対象 | 福岡県内の医療機関 |
| ○調査受付窓口 | 福岡県博多市博多駅南 2-9-30
福岡県医師会内（3F）
モデル事業福岡事務所
Tel 092-431-4588 / Fax 092-431-4606 |
| ○受付日時 | 平成 19 年 7 月 20 日から
月～金曜日 9 時～17 時
(※ 祝祭日を除く) |

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業(標準)



【事業の流れ】

- ①医療機関からモデル事業の説明を行い患者の遺族から同意書をいただきます
- ②医療機関からモデル事業に調査分析を依頼します
- ③医療機関に対する聞き取り調査や診療録の調査等が行われます
- ④解剖が行われ、死亡検案書が患者遺族と医療機関に渡され、暫定的な結果について説明されます
- ⑤調査結果と解剖結果等をもとに地域評価委員会で評価が行われ、作成された評価結果報告書の内容について医療機関及び患者遺族に説明されます
- ⑥評価結果報告書をもとに、今後の予防策、再発防止策等について検討され実績が公表されます